

埼玉県体操協会規約

第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 本会は、埼玉県体操協会と称する。

第 2 条 本会の事務所は、会長指定の場所におく。

第 2 章 目的及び事業

第 3 条 本会は、埼玉県体操協会と称する。

第 4 条 本会は、埼玉県体操協会と称する。

1. 埼玉県における体操競技団体の強化発展と相互の融和連絡を図ること。
2. 体操を通して体育思想の健全なる啓発宣伝を図ること。
3. 体操指導者並びに選手の養成連絡を図ること。
4. 各種の競技会を開催し、埼玉県選手権を確立すること。
5. 各種の県外競技会に埼玉県代表選手団を派遣すること。
6. 各種の講習会・講演会・実演会・研究会を開催すること。
7. 役員・選手を登録させ、合理的な普及を図るとともにアマチュア精神を確立すること。
8. 日本体操協会公認審判員の増加育成を図ること。
9. 体操競技団体創設の促進を図ること。
10. 体操関係諸団体に代表役員を派遣し連絡を図ること。
11. その他本会の目的達成に必要な事項。

第 3 章 組織及び資格

第 5 条 本会は、埼玉県における学校及びクラブを単位とする体操並びに体操競技団体及び個人の登録者をもって組織し、体操並びに体操競技を管轄し、埼玉県体育協会に加盟すると同時に日本体操協会及び関東体操協会に加盟する代表権を有する。

第 4 章 加盟及び脱退

第 6 条 前条の加盟団体（以下加盟団体と称す）及び個人は、毎年度登録申請処理により加盟するものとする。

第 7 条 本会の加盟団体として不相当と認められたときは評議員会の決議を経て脱会せしめる。

第 8 条 加盟団体は別に定める加盟団体に関する規程を守らなければならない。

第 5 章 役員

第 9 条 本会に次の役員をおく。

会 長	1 名	副 会 長	若干名	理 事 長	1 名
副理事長	若干名	理 事	若干名	委 員	若干名
監 事	若干名				

第 10 条 会長・副会長は評議員会で承認する。

会長は本会を代表して会務を統括する。

副会長は会長を補佐し、会長が職務遂行困難となった場合その職務を代行する。

第 11 条 理事・委員は評議員会で承認する。

第 12 条 理事長は理事の互選により選出する。

理事長は理事会を代表し、本会の日常業務を処理する。

第13条 副理事長は原則として各加盟団体の代表者が就任し、理事長を補佐する。
常任理事は原則として競技委員会の委員長、専門部会の部長が就任する。

第14条 会員は本会の役員登録者とする。

第15条 監事は評議員会において参与中より選出する。
監事は会計を監査する。

第16条 役員の任期は2年とする。但し、重任を妨げない。
補欠役員の任期は前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は他の役員の残任期間とする。役員は任期が満了しても後任者が就任するまでその職務を行う。

第6章 名誉会長及び顧問・参与

名誉会長は会長が推挙し、会長の諮問に応ずる。

第18条 顧問は理事会において選出し、会長の諮問に応ずる。

第19条 参与は理事会において選出し、理事会の諮問に応ずる。

第7章 会議及び機関

第20条 評議員制は、会長・副会長・理事及び評議員をもって構成し、毎年1回以上
会長がこれを招集し、議長となる。(以下評議員会と称する)

評議員会は定数の2分の1の出席で成立する。

評議員会は本会の最高決議機関であり、予算・決算、役員の任免、規約等諸規則の決定、その他重要事項の専決をする。

理事及び評議員は出席できないときは議長または他の構成員に委任することができる。

第21条 評議員会の評決は出席者の過半数の議決で決定する。可否同数のときは議長がこれを決する。

第22条 理事会は会長・副会長・理事をもって構成し、会長がこれを招集しその議長となる。

理事会は、評議員会に提出する議事の作成、総会で議決された事項の執行及び執行管理、評議員会から委任された重要事項の処理、その他本規約に規定された事項の執行及び管理にあたる。

業務の分担は理事会の互選による。理事会は過半数の出席で成立する。表決は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

第23条 常任理事会は会長・副会長・常任理事をもって構成し、会長がこれを招集し議長となる。

常任理事会は、理事会から委任された事項の処理、緊急事項の処理、その他日常業務の執行にあたる。緊急事項の処理は次回理事会に報告して承認を得なければならない。

第8章 競技委員会及び専門部会

第24条 本会は、各種の競技会の企画、開催及び指導のために競技委員会を設ける。

また、本会が行う競技会及び他の事業の専門的技術、意見の執行のため専門部会を設ける。

第25条 競技委員会は、理事及び委員をもって構成し、委員長1名・副委員長若干名・委員若干名
をもって構成する。

専門部会は、理事及び部員をもって構成し、部長1名・副部長若干名・部員若干名をもって構成する。

任期は、第16条に示す役員の任期と同一任期とする。但し、重任を妨げない。

第26条 競技委員会・専門部会は、必要に応じて会長がこれを招集し、原則として委員長・部長が議

長となる。会議は定数の過半数で成立し、評決は出席の過半数の数で議決する。

第27条 競技委員会・専門部会は、規定演技の研究・伝達または作成をする。また競技会運営に関する事項、審判に関する事項、競技力向上に関する事項、その他専門的技術に関する一切の事項について責任を負う。

第9章 会計

第28条 本会の経費は次に掲げるもので支弁する。

第29条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第30条 本会の予算は、毎年会計年度開始前理事会で作成し、総会の承認を得ることを要する。決算は、毎年会計年度終了後決算報告書を作成し、監事の監査を得て監査報告書を添えて総会に報告し、その承認を得なければならない。

第31条 本会は、競技会・県外遠征・選手強化のための行事、その他について特別会計を設けることができる。特別会計の予算は理事会の承認を得て執行し、会計終了後監事の監査を経て次期総会に報告しなければならない

第10章 付則

第32条 本規約の実施上必要な細則は別に定める。

第33条 本規約の変更は総会の議決による。

第34条 本改正规約は、平成26年5月25日より施行する。

細則

第1条 本会の会員・役員及び各委員会については次の通りとする。

1. 会員は、本会役員登録者・公認審判員登録者・指導者登録者及び本会が選出した役員とする。
2. 理事は、加盟団体の代表、会長推薦若干名を含め総会にて選出する。
尚、競技委員会の委員長・副委員長並びに専門部会の部長・副部长は理事が就任するものとする。会長推薦若干名を含め理事長、副理事長、常任理事、各種選出理事で構成し評議員会にて承認する。
3. 競技委員会は、体操競技委員会・新体操競技委員会・一般体操委員会とする。

第2条 専門部会は、審判部会・強化部会・総務部会とする。

関係団体への派遣役員は、原則として次の通りとする。

1. 日本体操協会評議員は、本会の理事長とする。
2. 日本体操協会代表者連絡会議の派遣は、理事長・総務部長を原則とする。
3. 関東体操協会派遣理事は、2名以上の場合、うち1名は理事長とする。

第3条 規約第7章第20条に示す総会は、毎年3月定例として開催することを原則とする。その際、第29条に示す報告に関しては、中間決算によるものとし、監査報告書を添えた決算は事後報告するものとする。

昭和39年2月22日制定
昭和61年4月12日改定
平成10年4月18日改定
平成12年4月15日改定
平成16年4月11日改定
平成26年5月25日改定